

手順書:創傷管理関連

21. 創部ドレーンの抜去(1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(排液の性状や量、挿入部の状態、発熱の有無等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、創部に挿入・留置されているドレーンを抜去する。抜去部は、開放、ガーゼドレナージ、又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 手術後や外傷・創傷等によって創部ドレーンが留置されている患者
- 手術後1日以上経過している



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態に変化がない
- バイタルサインに変化がない
- 創部の疼痛に増悪がない
- 創部ドレーンからの排液の性状の異常がない(淡血性、漿液性)
- 創部ドレーンの排液量の増加を認めない
- 創部に出血を認めない
- 出血傾向がない
- 創部に感染徴候がない

病状の
範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡

病状の
範囲内



安定

緊急性なし

【診療の補助の内容】

- 創部ドレーンの抜去
 - ・十分なモニタリングと対応ができる環境下で行う
 - ・排液量の減少を確認する
 - ・陰圧のかかる製品の場合は陰圧を解除
 - ・清潔手袋を装着し、刺入部から周辺を消毒する
 - ・ドレーンの固定糸を抜糸する
 - ・ドレーンを抜去する
 - ・ガーゼで圧迫する
 - ・出血がないことを確認し開放、ガーゼドレナージ、又は閉塞性ドレッシング剤を貼付



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 排液量の変化
- 排液の性状の変化
- 創部の出血の有無
- 創部の感染徴候の有無
- 創部の疼痛の有無
- 抜去したドレーンの先端確認(断裂・遺残の有無)

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する